

## 空港制限区域内の自動走行に係る実証実験 主な質問・回答

- Q. 実証実験を行う空港は、1 空港のみですか。
- A. 応募者の希望する空港が分散した場合には、複数の空港で実証実験を行う可能性があります。
- Q. 実証実験実施者は、1 者のみですか。また、1 空港につき 1 者のみですか。
- A. 実証実験実施者として複数者を選定する予定です。また、複数者が同一空港において実証実験を行う可能性もあります。
- Q. 車両要件にある「ワゴンタイプ」とはどのような車両ですか。また、「バスタイプ」の定員上限はありますか。
- A. 「ワゴンタイプ」とはミニバンのような車両を想定していますが、定員の要件（4～10 人程度）を満たしていれば、特に車種を限定するものではありません。また、「バスタイプ」について定員上限はありません。
- Q. 複数社共同で応募することは可能ですか。また、その場合、様式にどのように記載すればよいですか。
- A. 複数社共同で応募することは可能です。様式 2 の「応募者の名称」から「主な事業内容」までの各項目について、すべての企業の情報を記載してください。
- Q. 様式に記入しきれない場合はどうすればよいですか。
- A. 様式に備考欄等を適宜追加していただくか、別途書類を添付するなどしてください。
- Q. 公募要領 3.(1).ウ に記載の安全性に関する検証項目適応状況について「確認出来る資料」とは、どのような資料ですか。第三者による評価がなされている必要がありますか。
- A. 第三者による評価がなされている必要はありません。例えば、他の実証実験の結果や機器メーカーによる検証資料等、事実を確認できる資料を提出してください。
- Q. 電気自動車で実証実験を行う場合、空港内の既存の充電設備を利用することは可能ですか。
- A. 空港や車両によっては利用できる可能性があります。航空局が空港管理者等に確認しますので、応募時に、必要となる設備容量等の条件を提示してください。なお、空港内の施設を利用いただく際の費用（電気代等）は実証実験実施者の負担となります。